

(報告) 岐路に立つ欧州統合
——社会的市場経済 vs 新自由主義、あるいは第三の道?——

高田太久吉 (中央大学名誉教授)

<http://www.takuyoshi.sakura.ne.jp>

I 欧州統合における社会的市場経済の潮流

グローバル化と欧州社会モデル

ドイツでは1990年代に入って、経済のグローバル化の動きが加速したことを背景に、ドイツ型社会モデルとドイツ型企业経営の見直しをめぐる議論が活発化した。この議論では、戦後ドイツの高度成長を支えた経済社会モデルとしての「社会的市場経済」をグローバル化——米日アジア企業との競争激化——にどう適応させるのか、その場合、労使共同決定を中心とするドイツ型企业統治をどうするのか、という問題が重要な論点になった。この議論を主導したのは、金融グローバル化が進展する中でウォール街の投資銀行に対抗しうる欧州型投資銀行への転換をめざすドイツ銀行を始めとする大手金融機関であった。したがって、投資銀行が望む銀行と企業との関係構築、株主価値重視のコーポレートガバナンスの強化、労働組合の交渉力抑制などが主たる目標であった。その後、いくつかの検討グループや作業グループが官民双方で立ち上げられてそれぞれ報告書が公表された。しかし、ドイツの二大政党は社会的市場経済の理念を放棄せず、またドイツ産業界もドイツ型企业経営を基本的に継承する道を選んだことから、ドイツ型社会モデルはグローバル化への適応を求められながらも存続することになった。その後、EU憲法の草案起草にさいしても、社会的市場経済の理念が明記された(拙稿「社会的市場経済」とドイツ型コーポレートガバナンス」(『前衛』2005年11月)。

(註) 欧州における労使共同決定制度の普及状況について見ると、2007年現在のEU加盟27カ国のうち、取締役会への労働者代表の参加を何らかの基準で制度化(立法化)しているのは独、仏、オーストリア、オランダ、スペイン、スウェーデンなど19カ国に上っている。これに対して、取締役会への労働者の参加を制度化していないのは、英、伊の他にベルギー、ブルガリア、キプロス、エストニア、ラトヴィア、リトアニアの各国である。詳しくは Norbert Kluge & Michael Stollt, *The European Company – Prospects for Board-level Participation in the Enlarged EU*, European Trade Union Institute(05/01/2007) www.seeurope-network.org を参照されたい。

欧州憲法草案第一部第1-3条は連合の目標を次のように定めている。

「連合は、均衡のとれた経済成長および価格安定性にもとづく欧州の持続可能な発展、完全

雇用および社会的進歩をめざす高度に競争的な社会的市場経済、ならびに環境の質の高水準の保護と改善に向けて活動する・・・」（衆議院憲法調査会資料、下線は引用者）

この規定は、ほとんどそのまま、後述のリスボン条約(2007)に盛り込まれている。なお、EU 憲法草案に「社会的市場経済」の表現が盛り込まれるまでの議論と経緯については、石井聡「EU 憲法における「連合の目標」としての社会的市場経済」を参照。

以上の経過を踏まえて、報告者は以下の論評を行った。

「今後の国際政治と世界経済に占めるEUの役割、および拡大EUにおけるドイツの役割に照らしてみれば、社会的市場経済の理念をグローバル化とEU拡大の時代にふさわしい内容で継承・発展させることは、ドイツに期待される歴史的な重要性をもった課題である」（前掲拙稿、116 ページ）

欧州福祉国家の二つの類型

ドイツ型：「誘導型」福祉国家 北欧型に比べると市場・競争重視の傾向が強い
社会的市場経済の理念は戦後西ドイツの二大政党の共通の理念として掲げられた
キリスト教民主同盟(CDU)のデュッセルドルフ綱領(1949)

「社会的市場経済は、生産物、労働力、販売の計画化と統制を断念する。しかし、組織的手段による、言い換えれば市場観測に対して弾力的に順応する総合的な経済政策にもとづく経済への計画的干渉を是認する。この経済政策は、貨幣、信用、貿易、関税、租税、投資、社会政策、その他の措置の有意義な組み合わせにより、経済を全国民の福祉と需要充足という最終目標の達成に役立つように導く」

ドイツ社会民主党(SPD)のゲーデスベルク綱領(1959)

「自由競争と自由な企業家の主導性は社会民主主義的経済政策の重要な要素である。・・・全体主義的統制経済は自由を破壊する。だから、社会民主党は、いつも実際に競争が支配している自由市場を是認する。しかし、市場が、個人ないしは団体により一方的に支配される時には、経済の自由を保つためにさまざまな措置が必要となる。できる限りの競争と、必要な限りでの計画化」

(註) SPD は 50 年代末まで、フライブルク学派の「新自由主義」を継承する社会的市場経済の理念に批判的であった。50 年代に CDU 主導の高度経済成長と福祉国家作りが進み、社会的市場経済の理念が社会的支持を得たことを受けて、これを党綱領に取り入れる路線転換を行った。

北欧型

政府主導型福祉国家 高福祉高負担

ドイツ型福祉国家の理念としての「社会的市場経済」

「社会的市場経済の概念は、一つの秩序政策的な理念・・・その目的は、競争経済という

基盤の上に、自由なイニシアティブと、市場経済の遂行を通じて保障される社会的進歩とを結びつけることにある」「社会全体の合理性と個人的合理性を整合的に両立させられる経済秩序」あるいは「社会的に形成され、意識的かつ社会的にコントロールされた市場経済」（アルフレート・ミュラー＝アルマック（*Wirtschaftslenkung und Marktwirtschaft*(1946)、かれはエアハルトのもとで1958～63年にわたり経済政策を担当した）

引用は黒川洋行「リスボン条約における社会的市場経済の適用」『日本EU学会年報』第31号108ページ、および福田敏弘「社会的市場経済の原像——ドイツ経済政策の思想的源流——」より。

「全体として効率的であると同時に、人間の自由と整合的に両立する経済形態」（ヴァルター・オイケン）オイケンの経済思想について詳しくは、拙稿「ヴァルター・オイケンの経済政策論についての覚書」（『商学論纂』2005年3月）

社会的市場経済については多くの概説書がある。基本文献としては、Hasse, Schneider, & Weigelt(Hrsg) *Lexikon Soziale Marktwirtschaft*, UTB(2002)、フライブルク学派自身によるオールド・リベラリズムについての最新の論説については、Goldschmidt & Wohlgemuth(Hrsg) *Grundtexte zur Freiburger Tradition der Ordnungsökonomik*, Walter Eucken Institute, Mohr Siebeck(2008)が包括的である。

EUリスボン条約(2007 第3条第3項)に明記された「社会的市場経済」

「同盟は、域内市場を設立する。同盟は均衡のとれた経済成長と価格安定、完全雇用と社会的進歩を目的とする競争力の高い社会的市場経済、ならびに環境の質の高水準の保護および改善を基礎とする、欧州の持続可能な発展のために活動する。同盟は、社会的排除および差別と闘い、かつ、社会的な公正と保護、男女平等、世代を超えた連帯、ならびに児童の権利の保護を促進する……」(黒川 前掲論文)

(註) 他方で、リスボン条約第63条は、域内での資本取引規制を厳格に禁じている。ドイツを始めとする中軸国と南欧、東欧など「周縁国」との著しい経済格差、競争力格差が、単一通貨導入によって固定化され、拡大される問題については口をつぐんでいる。

II 欧州統合における新自由主義路線の強まり

イデオロギーとしての欧州新自由主義の源流

オールド・リベラリズム (フライブルク学派)

フライブルク学派は、1930年代に活動を開始し、ドイツの敗戦とナチス崩壊を経て戦後の復興期に影響力を高めたドイツ固有の経済学の流派である。学問的にはドイツ歴史学派を継承しながら、それにとどまらず、古典派経済学の業績を踏まえ、歴史研究と経済理論の統合をめざす独自の学風を発展させた。かれらの経済政策論の基本理念は、競争的市場と個人の自由を重視する自由主義経済学をベースとし、ナチス型国家主義経済体制やソビエト型社会

主義計画経済などを、市場機構を破壊し個人の自由を制約する社会体制として強く批判した。さらに、ケインズ主義やアメリカのニューディールに見られる修正資本主義的な政府介入政策に対しても批判的であった。こうしたことから、彼らは一般に、米英で支配的な新自由主義と区別して、ドイツ型新自由主義と呼ばれることが多い。(高田前掲論文より)

オイケンの経済政策論は、国家統制や計画経済に対する原則的な批判で貫かれているが、同時に、独占、国家その他いかなる形態であれ自由で公正な競争を脅かす「経済権力」に対する厳しい警戒心で際立っている。オイケンによれば、経済権力の問題は、権力の濫用から生じるのではない。経済政策は、必然的に「権力の問題」に直面せざるを得ないが、その場合政策の目標は権力の濫用に対してではなく、権力の発生それ自体に対して向けられなければならない。「産業の大部分が独占化されている経済秩序のもとで有効な独占の監督を遂行することは、経験によれば、近代国家の能力を超えている」とくにオイケンは、私的な経済権力と国家権力が結びつき、国家独占の形態で公正な経済活動をゆがめることに対して極度に厳しい批判を打ち出している。この点で、オールド・リベラリズムはフリードマンに代表される新自由主義（市場重視を標榜しながら、独占も国家独占も意に介さない）とは基本的な違いがある。

現在フライブルク学派を継承するのは、ドイツ・フライブルク市ヴァルター・オイケン研究所である。また、オイケンが創刊した雑誌 **ORDO** は年誌として現在も公刊されている。しかし、報告者の評価としては、オイケンの後継者を自認する人々の経済権力に対する警戒心はオイケンに見られる愚直なまでの厳格さからはるかに遠いものになっている。

ハイエクとモンペルラン協会(1947)

「新自由主義とは、1970年代以降に顕在化した資本主義の歴史的危機（ブレトンウッズ体制崩壊、オイルショック、スタグフレーション）に対処するために、工業国の政府・財界が連携して推進した階級的プロジェクト」であり、「それは、自由主義イデオロギーおよび新古典派経済学という二つの理論的支柱と、これに支えられた一連の経済的・社会的政策を含んだ複合的なプロジェクトであった」拙稿「経済危機と新自由主義の「危機」」（唯物論研究年誌 第16号 2011）

この意味で、自由主義イデオロギーの洗練と普及に大きな歴史的役割を果たしたのは、ハイエクの提唱に基づいて設立されたモンペルラン協会、および同協会に連なる多くの保守・財界系シンクタンクのネットワークである。

モンペルラン協会については従来情報が少なかったが、近年の情報公開によってその設立経過、所期の活動や論争、メンバー、企業関係その他が知られるようになっている。主要な文献としては、Philip Mirowski & Dieter Plehwe(Ed) *The Road from Mont Pelerin*, Harvard University Press, (2009)がある。日本語の文献としては、権上康男（編著）『新自由主義と戦後資本主義——欧米における歴史的経験——』日本経済評論社（2006）がある。なお、拙稿「新自由主義イデオロギーと「思想の商人」」（月刊経済 2011年12月）を合わせて参照さ

りたい。

新自由主義の伝道マシンとしてのシンクタンク

ハイエクとロンドン経済問題研究所(IEA)

ハイエクはシンクタンクをいわばネットワーク化され、制度化された新自由主義イデオロギーの「思想の商人」と考え、世界中に保守・財界系シンクタンクを設立し、それらをネットワークとして結びつけ、自分たちのイデオロギーや経済理論を流布し、大学教育を変革し、政治的影響力を強め、政治家と企業家の経済思想を新自由主義の理念で塗り替えることを構想した。なお、ハイエクと IEA を設立したフィッシャーとの関係については拙稿（前掲）を参照。

その後、保守・財界系シンクタンクは米国を始め世界的に増加し、そのネットワーク化が進んでいる。詳しくは拙稿（前掲）およびその参考文献を見られたい。

欧州産業人円卓会議(ERT)と単一欧州議定書（欧州統合の再起動）

以下は拙稿「欧州統合と多国籍企業のグローバル化戦略」（月刊経済 2012 年 8 月）参照。

欧州多国籍企業のトップ経営者による市場統合推進のイニシアティブ

欧州財界は、1980 年代になるまで市場統合の動きにそれほど積極的な関心を示さなかった。市場統合は「ドイツ問題」をめぐる欧州政治の問題とみられていた。しかし、スタグフレーションと国際競争激化、とりわけ米レーガン政権の成立とヴォルカー・ショックを背景に欧州企業の競争力を支える基盤としての単一市場という構想が浮上。その後グローバル化の進展で市場統合の目標は変化。

単一市場は、ドイツの多国籍企業を頂点とし、南欧、東欧を輸出市場、資本輸出先、安価な労働力と資源の調達先とする「帝国主義的階層構造」として構想され、このために必要な通信網、陸上輸送網その他の整備、およびこれを可能にする金融市場の規制緩和と統合が重点的に進められた。

単一欧州議定書(1986)から、リスボン戦略(2000)へ（ERT と欧州委員会の路線）

リスボン戦略の狙いと矛盾

「2010 年までに世界で最も競争力のある動的で知識依存型の欧州経済を構築」することを目指し、競争力強化を政策の優先目標に設定。他方で、欧州議会は、

「欧州議会は、EU およびその加盟各国の経済・通貨政策が、完全雇用、物価安定そしてインフレの排除にもとづき、かつ持続的で環境的に両立できる経済成長への道を切り開いた社会的市場経済の諸原則に導かれるべきである」（2001 年 3 月欧州議会決議）

リスボン戦略は、欧州企業の競争優位を確保するための新自由主義的政策を、社会的市場

経済の諸原則で包装するという「埋め込まれた新自由主義」の特徴が現れている。

リスボン戦略の失敗と新自由主義路線の修正

情報化社会論の限界とITバブル崩壊

「埋め込まれた新自由主義」の矛盾

リスボン戦略にまとめられた、欧州型社会モデルに一定の配慮をしながら、また加盟国の主権を国内政策に関しては尊重しながら（開かれた調整方式）、各国政府と労働組合、市民組織の賛同を確保しながら新自由主義的市場統合を進める独仏・EU機関の政策を「埋め込まれた新自由主義(embedded neoliberalism)」と呼んだのはオランダの政治経済学者ヴァン・アペルドーンである。最近では、この呼称は欧州における新自由主義をいわゆるアングロサクソン型新自由主義と区別するテクニカルタームとしてしばしば言及されている。なお、ヴァン・アペルドーンの言説については、拙稿（前掲）参考文献を参照。また、かれが現在の欧州危機について自説を要約した小論「欧州危機と新自由主義の危機」を翻訳して報告者のホームページの資料紹介・翻訳欄に掲載しているので関心のある人は参考にしてほしい。

Kok 報告(2004)と「グローバル欧州」イニシアティブへ

リスボン戦略の「失望的」な結果を総括し、さらに、成長と雇用創出を優先し、グローバル化に対応するリスボン戦略の継承・強化を目指す「グローバル欧州」イニシアティブを提唱。

リスボン戦略から「グローバル欧州」への動き（市場統合戦略の動揺）

2005年6月、欧州委員会「持続的発展のための10項目指針」公表。

2006年1月、欧州委員会リスボン戦略についての報告”Time to Move Up a Gear”

公表。4つの重点目標設定。教育・研究への投資、市場統合推進、雇用創出、共通のエネルギー政策。

2006年6月「拡大EUのための改定版持続的発展戦略」公表

気候変動への対策、クリーンエネルギー、運輸網改善、持続可能な生産と消費

健康に対する脅威への対策、天然資源のより良い管理、高齢化・移民問題を含む社会的包摂政策、グローバルな貧困問題への取り組み

2006年に「グローバル欧州:世界での競争」と呼ばれる新しいグローバル化戦略を打ち出した(Commission of the European Communities, 2006)。「グローバル欧州」戦略の中核におかれたのは、第一に、二国間あるいは地域的自由貿易協定(FTAs)の拡大であり、第二に、多国籍企業のグローバルな活動の障害となるあらゆる規制を域内域外を問わず可能な限り取り払う自由化政策の推進であった。

さらに、その後、グローバル欧州イニシアティブが未達成に終わったことを受けて、2010年に今後10年間のEU経済の活性化をめざす「欧州2020」が打ち出された。

(注) EU機関と欧州財界が今回の危機打開に展望を持つことができず、欧州の社会的統合確保と市場統合の正当性維持に深刻な不安を感じていることは、失敗に終わったリスボン戦略および「グローバル欧州」戦略に変えて、2010年3月欧州委員会が更なる新戦略「欧州2020：賢明、持続的、包含的な戦略(European Commission, 2010)」を打ち出した経過に表れている。この戦略は、今後10年間で20～65歳の成人の就業率を75%に引き上げ、GDPの3%をR&Dに充当し、就学率を引き上げ、貧困者を2000万人減少させるという目標を掲げている。これらの目標設定から見えてくるのは、EU機関と欧州財界が破綻した競争重視のグローバル化戦略を見直し、再び域内経済の再建と欧州社会の統合性維持にこれまで以上の優先度を与えている様子である。この変化が欧州統合のリスボン・アジェンダ以来の欧州型新自由主義路線からの実質的転換を意味するかどうかの判断は、今後の検証に待たなければならない。

Ⅲ 新自由主義と欧州労働組合の取り組み

欧州労働組合連合(ETUC)のリスボン戦略支持

「当初からはETUCはリスボン戦略を歓迎し、それが効果的に実行されることを呼び掛けてきた」(ETUCホームページ <http://www.etuc.org/a/652>)

「埋め込まれた新自由主義」と労働組合の矛盾

現在ETUC研究所などはリスボン戦略をテコに強まった新自由主義的路線(域内不均衡の黙認、賃金抑制、グローバル化加速、経済の金融化、格差拡大、他)に対する批判を強めているが、ETUC自体は、リスボン戦略の階級的位置づけができず、これに対決する明確な路線を打ち出すことができないまま社会的影響力を弱めている。このような欧州労働組合の状況に対する批判的論評としては、Storey,A(2008) *The Ambiguity of Resistance: Opposition to Neoliberalism in Europe, Capital & Class*, vol.96(Autumn)を参照。

ETUCは欧州危機にどのように対処するのか

「ユーロ圏が危機から脱する唯一の方途は、経済成長を促進する政策と債務レベルを徐々に低下させマクロ経済の不均衡を是正する政策とを結合することである。ETUCは、「社会的グリーン・ニューディールを呼び掛けているが、これには、大規模投資プラン、ユーロボンド発行、欧州中銀の改革、金融取引税をふくむ財政改革を伴う炭酸ガス排出抑制型産業の創出が含まれる」(ILO, *Confronting Finance*, 2012) レポートのタイトルが表わしているように、ETUCは経済危機対策で金融制度改革に焦点を当てているが、これは金融危機が政治危機、欧州

統合の危機に発展している現在、「的外れ」である。なお、レポートの著者は、欧州の労働組合が危機発生を契機に、一部でデモやストライキが試みられたものの、全体的にはそれぞれの国民経済の枠内での防御的運動に追い込まれている状況を認めている。

米国における保守派の動き：2011年3月のウィスコンシン事件

公務員労働組合の団体交渉権を制限し、組合を弱体化させようとする共和党知事の攻撃に対する労働者の反撃。広範な地域で反知事デモ。200万人を超える知事リコール署名。64%のアメリカ市民が公務員の団体交渉権を支持。共和党保守派の狙いは、労働運動の主力になっている公務員労組の切り崩し。(ILOレポート前掲、53-56ページ参照)

「ウォール街を占拠せよ」運動の与えた衝撃

1999年のシアトルにおける反WTO運動以来、初めて多数のアメリカ市民が公然とウォール街、富裕層を目標にしてデモ行為を行った画期的事件(拙稿「99対1が浮き彫りにした現代資本主義の病弊」月刊経済2012年5月参照)

米国労働組合は、1999年のケースと異なり、一部例外を除くと、ほとんど積極的役割を果たさなかった。労働組合は、社会的存在をアピールする最良の機会を逃がした。

市民の自発的運動に対して、それを支持するのと、直接運動に参加するのでは意味が違う。

米国の労働組合の多くは、経営陣との交渉でストライキ権を売り渡してきた。(ILOレポート、前掲、56-60ページ)

「ウォール街を占拠せよ」に同調した活動家・運輸労働者の「違法な活動」が成功した事例

2011年11月2日、カリフォルニア州オークランド港閉鎖

「占拠運動」と港湾労働者の連帯と組織が可能にした勝利(ILWU)幹部の発言

IV 新自由主義とグローバル化が激化させた階級的矛盾

新自由主義が激化させる階級的矛盾

最大の矛盾は高失業率の持続、不安定雇用の増大、経済不振と低成長

社会保障水準の切り下げ 競争激化と地域経済の衰退

企業と富裕層優遇による財政危機

多国籍企業のグローバル化戦略がもたらす階級的矛盾

国際不均衡の拡大 途上国の自立的発展の道を攪乱

工業国における経済空洞化

土地、資源、水源の略取 地球環境への負荷

経済の金融化・経済格差拡大に表れた階級的矛盾

金融部門の肥大化、資産バブル依存の資本蓄積

所得・資産の上位集中と「中間層」の分解、経済格差の拡大

経済危機の根源は階級的矛盾の激化（＝資本の過剰蓄積）

資本の過剰蓄積はまず企業間競争（国内・国際）の激化として現れる

企業間競争の激化は経営者による労働者への負担転嫁（失業、賃下げ、不安定雇用、海外移転、工場閉鎖その他）として現れる

労働者への負担転嫁は消費需要の低下、投資抑制、失業増加、不況の悪循環に

この悪循環が続くと、資本の過剰蓄積は、過剰な貨幣資本の蓄積（過剰流動性、カネ余り現象、貯蓄過剰）の形態で現れ、金融市場の投機市場化、浪費的金融イノベーションを促進する。金融バブル、金融危機の頻発から世界不況・債務危機へ。

（註）以上の問題については、拙著『金融恐慌を読み解く』を参照してほしい。

V 欧州経済危機の教訓

新自由主義は決して「自然死」しない

不況、金融危機、労働者の不服従は、資本＝富裕層・経営者にとって克服すべき障害であり、資本蓄積＝利潤追求の制限・限界ではない。

現在の世界不況・金融財政危機として発現している「障害」を克服する方策を資本に実行させないための99%の人々の連帯した運動だけが新自由主義を追い詰めることができる。

労働組合・NGO・革新政党・市民の幅広い連帯の可能性

1999年のシアトル紛争、2011年の「ウォール街を占拠せよ」運動などは、新自由主義を押し戻し、99%の労働者・市民が連帯して自らを組織する潜在的可能性を示している。

さらにギリシャやフランスの最近の選挙結果は欧州における反新自由主義運動の潜在的可能性を表わしている。

連帯が可能な問題（格差、失業、人権、エネルギー、環境他）を浮上させる構想

世界的に見ると、格差、失業、非人間的搾取や差別の是正、社会保障制度の復権、地球環境の保全、その他が共通の課題になり得る

日本では、原発問題、沖縄問題、憲法第九条、思想信条の自由、自然災害に強い地域づくりと地域雇用の創出を結びつける政策他。

